


「受益と負担の適正化」へ 向けた取組指針(改訂版) (素案) に対する ご意見を募集しています

意見提出手続(パブリックコメント)の期間
平成29年7月21日(金) ~

8月21日(月) 締切

この冊子の内容

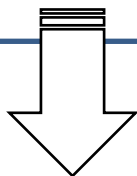
- 資料1 意見提出手続用説明資料
 - 1 「受益と負担の適正化」へ向けた取組とは? P1
 - 2 取組指針の見直し内容 P3
 - 【参考】旭川市の財政状況 P5
- 資料2 「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針(改訂版)(素案)の概要


意見提出手続の対象はこちらです!
- 資料3 **「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針(改訂版)(素案)**
- 依頼文 「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針(改訂版)(素案)に対する意見等の募集について
- 様式 意見提出手続「意見書」 **最後のページにあります!**

1 「受益と負担の適正化」へ向けた取組とは？

「受益と負担の適正化」とは？

行政サービスを利用し利益を受ける方に、その利益に見合った応分の負担を求めることで、利益を受けない方との負担の公平性を確保することです。



「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針の策定

受益と負担の考え方にに基づきながら、使用料・手数料の適正な料金設定を行うため、平成17年2月に、「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針を策定しました。

取組指針の3本柱

柱 ①

コスト負担割合の明確化
コスト算定の明確化

柱 ②

減免取扱の適正化

柱 ③

定期的な見直し

これまでの取組

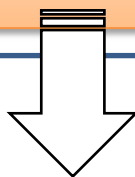
平成17年度 取組指針に基づき使用料・手数料を改定
(平成16年度の決算により算定)

平成21年度 見直し作業 ⇒ 改定見送り
(経済・雇用状況悪化のため)

平成25年度 見直し作業 ⇒ 改定見送り
(当時、平成27年10月に予定されていた消費税の増税に併せて検討することとしたため)

4年ごとに定期的な見直し作業を実施・・・

平成29年度 ⇒ **見直しの年**



取組指針の策定から12年が経過・・・

今の時代に合った内容となるように

取組指針の見直しを検討

今後の予定

平成29年9月 「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針（改訂版）を策定

平成30年4月 使用料・手数料を改定
(取組指針（改訂版）により料金算定)

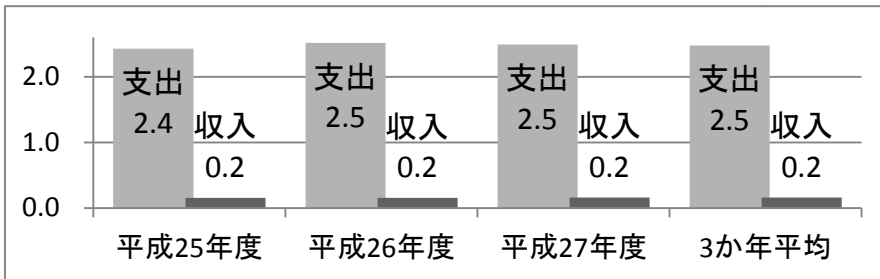
2 取組指針の見直し内容

課題 1 定期的な見直しの実施による受益負担の適正化

～ 時代に対応したコストの捕捉 と 減免の取扱い

●市有施設の収支状況（例：社会教育施設）

（単位：億円）



支出と収入の差額は市税などで賄われています

●最新コストの反映

- 消費税率の上昇
平成26年4月に、5%から8%に引き上げ
- 電気料金等の増加
電気料金や業務委託料における労務単価などの上昇
- 職員人件費の減少
平成17年度より、職員給与は減少

現行の施設使用料・手数料には反映されてません

●無料施設の有料化

負担を求めるべき現在無料の施設

有料化を検討する必要があります

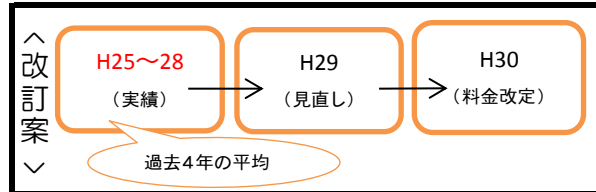
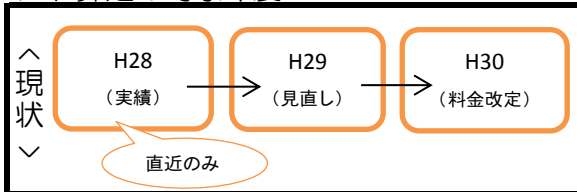


見直しの内容 1

柱① コスト算定の明確化・コスト負担割合の明確化

資料2の㉙㉚

○コスト算定の対象年度



○無料施設の有料化

受益者負担を求めるべき施設は、他都市の状況や費用対効果を踏まえ、有料化を検討

柱② 減免取扱いの適正化

資料2の㉛㉜

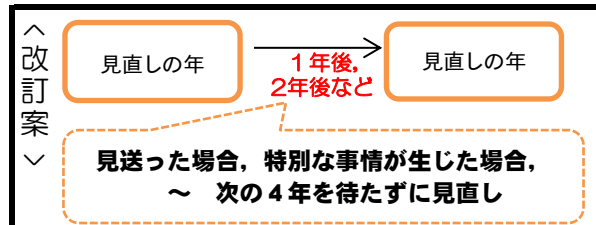
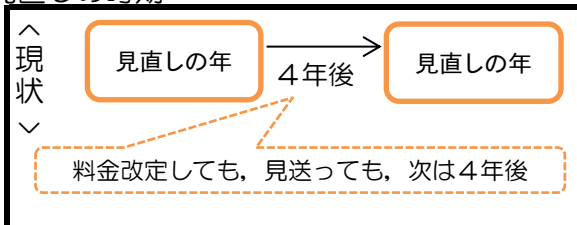
○減免基準

	現状	改訂案
若者の団体が公益的・公共的な活動のために利用 (構成員の半数以上が30歳未満の場合)	減免なし	減額 (5割)
高齢者 (70歳以上) の使用料	免除	

柱③ 定期的な見直し

資料2の㉝

○見直しの時期



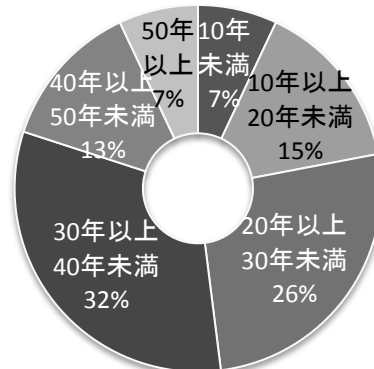
課題 2 市有施設の老朽化への対応

～資本的経費（建設費など）の取扱い

●市有施設の老朽化

- ・建築から30年を経過した施設（延床面積）が半数以上

施設を維持するためには、
今後、改修費用などが必要になります



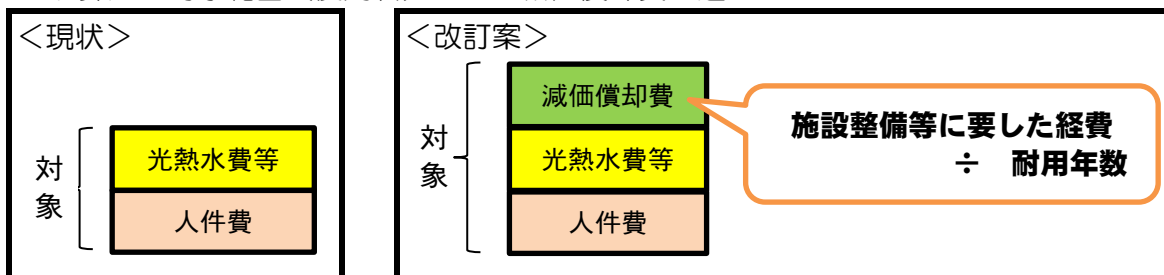
「平成28年度版旭川市公共施設白書」より

見直しの内容 2

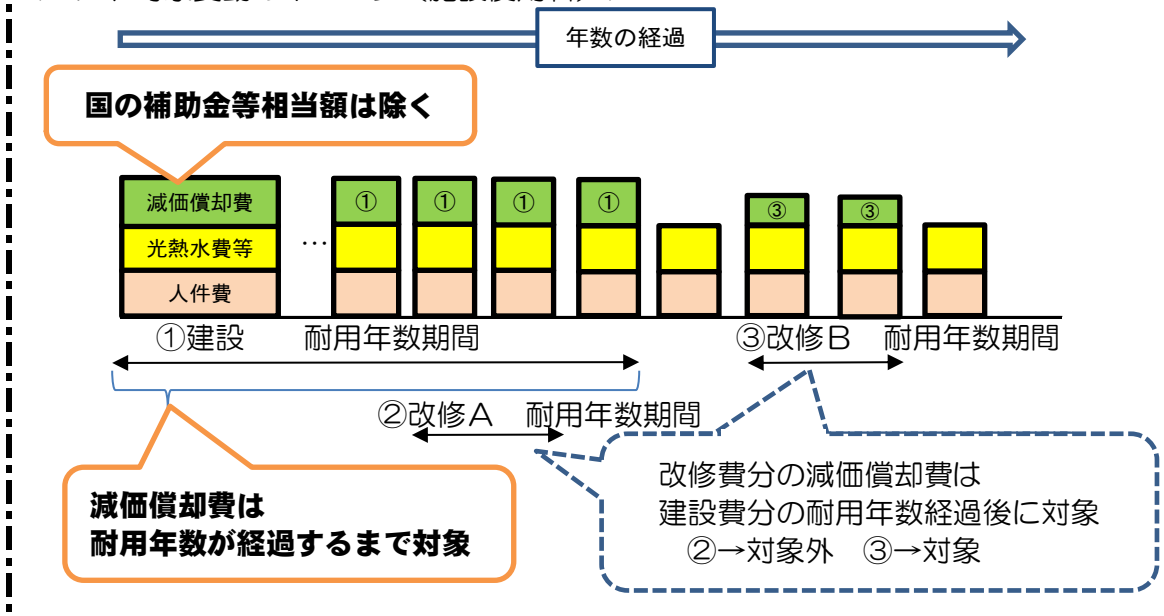
柱① コスト算定の明確化・コスト負担割合の明確化

資料2の㊦

○コスト算定の対象範囲（使用料） ～ 減価償却費の追加



<コスト対象変動のイメージ（施設使用料）>



その他

○激変緩和措置 ～ 上限率1.5倍の設定

資料2の㊧

改定前の
1.5倍

改定前料金

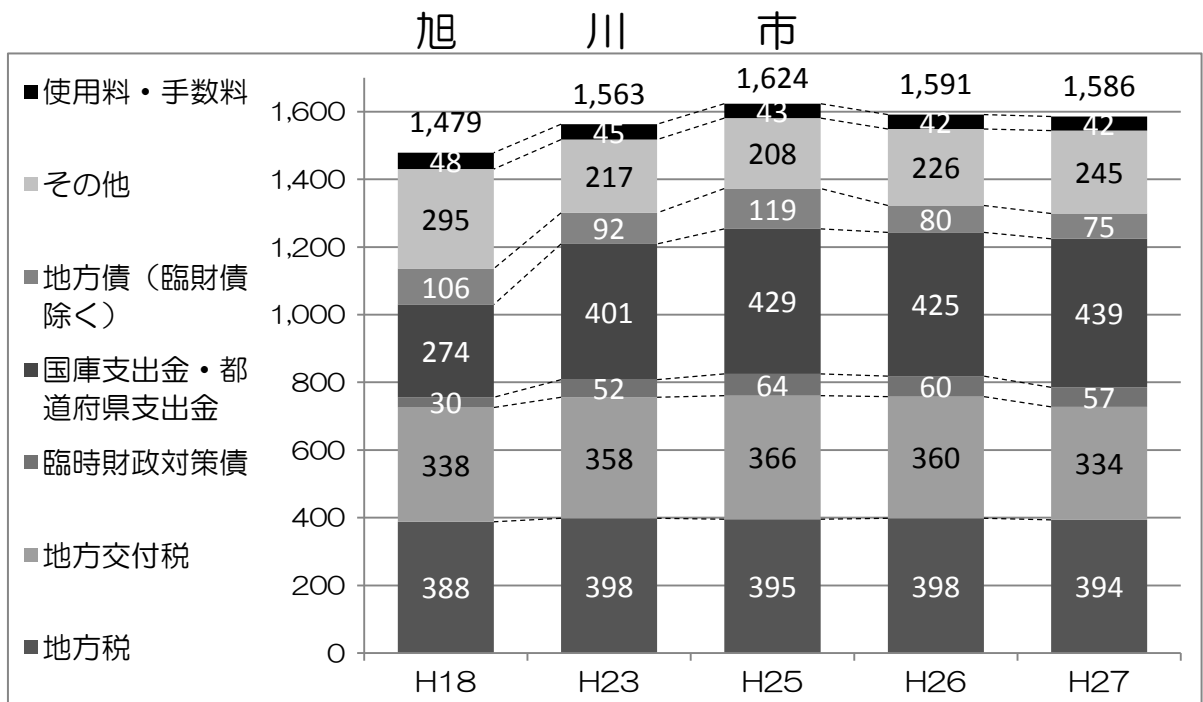
見直しによる
算定料金

改定後料金

急激に上昇する場合は改定前の1.5倍を上限とします

【参考】旭川市の財政状況

(1) 収入の状況（普通会計）

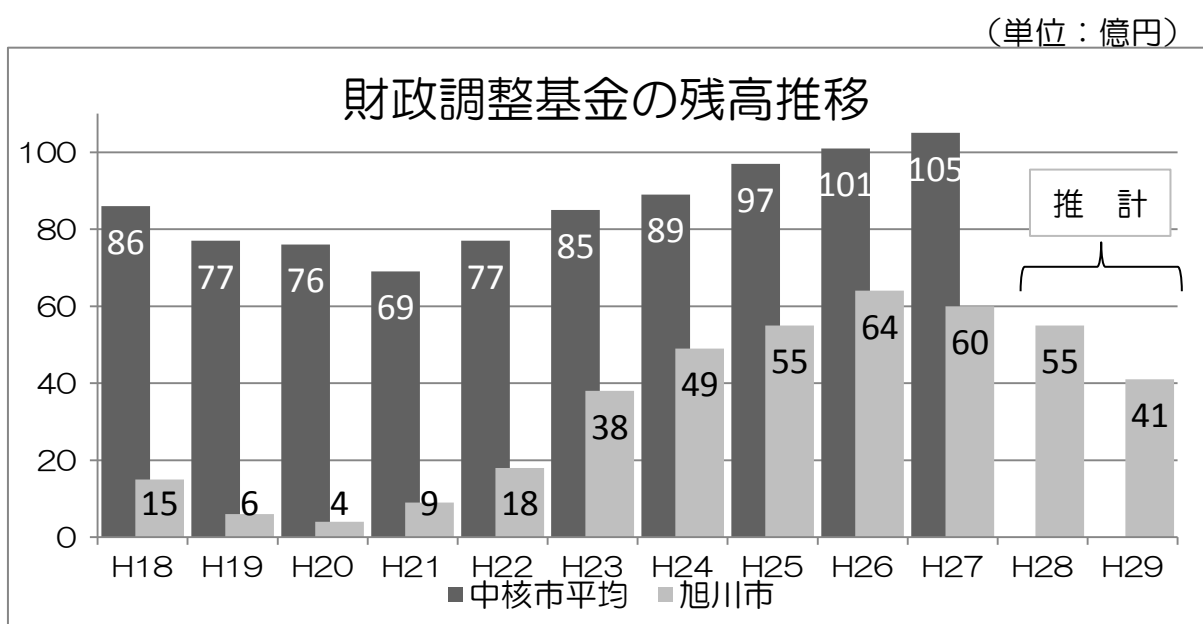


※ 普通会計とは、他の市町村と比較できるように、全国共通のルールで整理した会計のこと。旭川市では、一般会計以外に動物園事業特別会計などが普通会計に含まれます。

《 旭川市の特徴 》

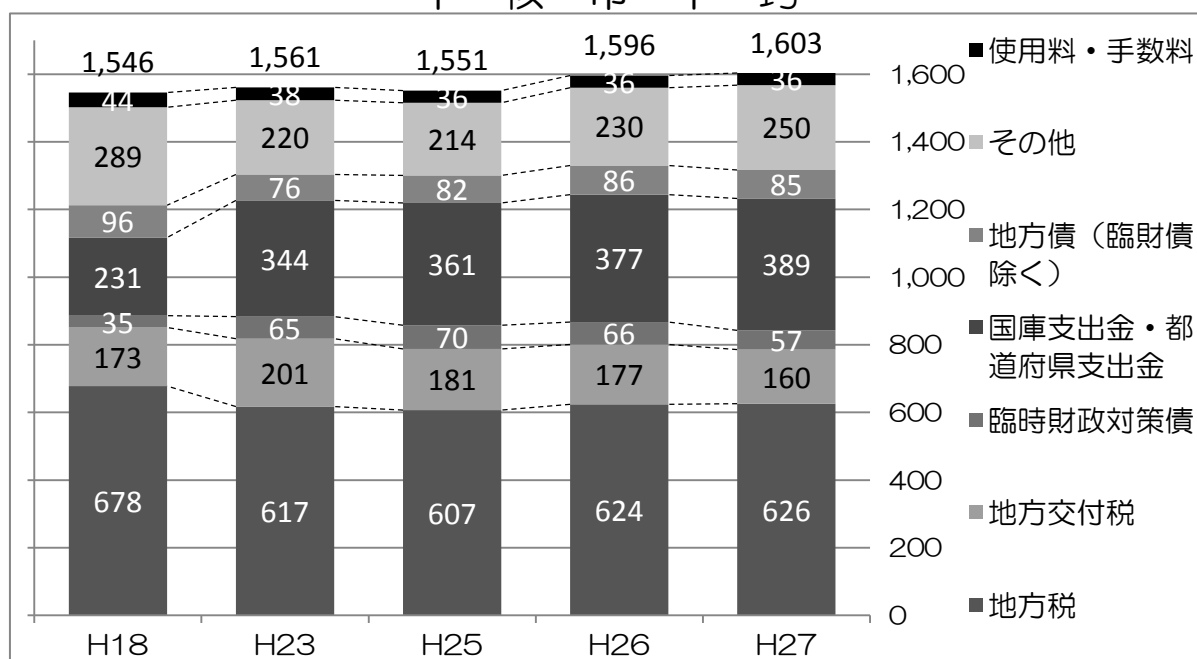
地方税（自主財源）が少なく，地方交付税（依存

(2) 基金（貯金）の残高状況



(単位：億円)

中核市平均



※ 中核市とは、人口20万人以上の指定を受けた都市（政令指定都市を除く）のことで、平成29年1月1日現在で、旭川市を含め48市があります。

財源)が多い

⇒

財政基盤が弱い

- 財政調整基金は、災害対応などの急な支出や予定していた収入が大幅に減少したときなどに取り崩す財源で、市の貯金にあたるものです。
- 地方交付税の減少などにより、平成27年度から減少傾向にあります。
- 中核市平均と比べても、残高が少ない状況です。
- 平成27年度の残高60億円を、年収500万円の家計に置き換えると・・・

約19万円